

## 春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事、再更新工事、再々更新工事及び再々々更新工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、名古屋空港周辺における航空機騒音による障害を防止し、又は軽減するため、予算の範囲内において、騒音防止工事(以下「防音工事」という。)を実施した住宅に居住する者に対し空気調和機器の機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事の事業費を補助するものとし、その補助について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。
- (2) 機能回復工事 防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復の目的で行う機器の取替工事をいう。
- (3) 再更新工事 機能回復工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復の目的で行う機器の取替工事をいう。
- (4) 再々更新工事 再更新工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復の目的で行う機器の取替工事をいう。
- (5) 再々々更新工事 再々更新工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復の目的で行う機器の取替工事をいう。
- (6) 生活保護等世帯 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号に規定する保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「支援法」という。)第14条第2項第1号(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において

準用する場合を含む。附則第2項において同じ。)に掲げる支援給付を受けている世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 機能回復工事に係る補助金の交付の対象となる者は、愛知県住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱(平成17年4月1日施行)第1条の規定により愛知県知事が指定した区域内に昭和57年3月30日に現に所在する住宅で、国又は市の補助を受け防音工事実施後10年以上経過した居住の用に供している住宅の所有者及び当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者(以下「所有者等」という。)で当該住宅に居住するものとする。

2 再更新工事に係る補助金の交付の対象となる者は、機能回復工事実施後10年以上経過した居住の用に供している住宅の所有者等で当該住宅に居住するものとする。

3 再々更新工事に係る補助金の交付の対象となる者は、再更新工事実施後10年以上経過した居住の用に供している住宅の所有者等で当該住宅に居住するものとする。

4 再々々更新工事に係る補助金の交付の対象となる者は、再々更新工事実施後10年以上経過した居住の用に供している住宅の所有者等で当該住宅に居住するものとする。

(対象物)

第4条 機能回復工事の対象となる機器は、防音工事実施後10年以上経過したものとする。

2 再更新工事の対象となる機器は、機能回復工事実施後10年以上経過したものとする。

3 再々更新工事の対象となる機器は、再更新工事実施後10年以上経過したものとする。

4 再々々更新工事の対象となる機器は、再々更新工事実施後10年以上経過したものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は次の表の左欄に掲げるものとし、それについての補助額はそれぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。ただし、生活保護等世帯については別表第1に定めるとおりとする。

| 補助対象経費  | 補助額   |
|---|---|
| 工事費(既設の機器の撤去等の費用を含む。)                                       | 別表第2に定める額から住民基本負担額を差し引いた額(既設の機器の撤去等がされている場合は、別表第2に定める額から別表第3に定める区分に応じ、それぞれ同表に定める額及び別表第4に定める額を減じた住民基本負担額を差し引いた額) |
| 特別な設計及び工事を伴う場合<br>事業費(工事費(既設の機器の撤去等の費用を含む。)及び設計管理費の合計額をいう。) | 左欄の額から住民基本負担額を差し引いた額(既設の機器の撤去等がされている場合は、左欄の額から別表第4に定める区分に応じ、それぞれ同表に定める額を減じた住民基本負担額を差し引いた額)                      |

(助成の申込み)

第6条 機能回復工事、再更新工事、再々更新工事又は再々々更新工事を行おうとする者は、機能回復(未・告)・再更新(未・告)・再々更新(未・告)・再々々更新工事助成申込書に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(工事の認定通知)

第7条 市長は、前条により提出された関係書類を審査し、適当と認めるときはその旨申請者に通知するものとする。

(補助金交付の申請)

第8条 前条の認定通知を受けた者で、補助金の交付の申請をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に別に定める書類を添えて遅滞なく市長に提出しなければならない。

（補助金交付の決定）

第9条 市長は、前条により提出された補助金交付申請書及び関係書類を審査のうえ補助すること、又は補助しないことを決定したときは、決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第10条 補助金交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、機能回復工事、再更新工事、再々更新工事又は再々々更新工事の遂行にあたっては当該決定通知に付された条件を遵守しなければならない。

（軽微な変更）

第11条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更はできないものとする。ただし、次に掲げる以外の軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 工事対象室の変更
- (2) 工事設計の大幅な変更
- (3) 工事費等の増額（自己負担による追加工事費に係るものは除く。）
- (4) 1か月以上の工期の変更

（補助事業の変更承認申請）

第12条 補助事業者は、前条の規定にかかわらずやむを得ない理由により補助事業の内容等を変更しようとするときは、その理由及び変更の内容等を記載した変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、実績報告書に別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、市長が他の日を指定したときはその日

とする。

(検査)

第14条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、設計、施工業者及び補助事業者の立会いのもとに補助金交付に係る完了検査を行うものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、随時中間検査を行うことがある。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、第13条の規定による報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨補助金確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助事業者は、前条補助金額確定通知を受けたときは、補助金請求書により市長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を当該補助金の交付の目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 既に補助金を受けていた者が、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されたときは、その取り消しにかかる部分に関する額を市長が定める納付期日までに返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第18条 補助事業者は、第17条の規定又は他の法律等の規定による処分により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるそ

の後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95%の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(取得財産の処分等の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得した空気調和機器を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、市長の承認を受けた場合はこの限りでない。

2 補助事業者は、当該住宅を譲渡するとき、又は明け渡すときは、補助事業により付加した造作及び設備は、当該住宅の所有者等に承継しなければならない。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる期間が経過した場合には処分制限が解除されたものとする。

(1) 空気調和機器 6年

(2) 不動産及びその従物 当該不動産の残存法定耐用年数

(雑則)

第20条 この要綱の実施に関し、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成元年12月1日から施行する。

(生活保護等世帯の特例)

2 平成25年10月1日から平成26年5月22日までの間に限り、第2条第5号に規

定する「生活保護等世帯」には、平成25年7月に生活保護法第11条第1項第1号に規定する保護を受けている世帯又は支援法第14条第2項第1号に掲げる支援給付を受けている世帯であって、平成25年8月から平成26年3月までに生活保護法第26条に規定する保護の停止若しくは廃止又は支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第26条の規定により支援給付の停止若しくは廃止に至ったもの（保護の停止若しくは廃止又は支援給付の停止若しくは廃止に至った時点の収入認定額が平成25年7月の生活保護法第8条第1項に規定する保護基準額又は支援法第14条第1項に掲げる支援給付の基準額を下回っている世帯に限る。）を含むものとする。

3 平成26年5月23日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条第5号に規定する「生活保護等世帯」には、平成26年3月に生活保護法第11条第1項第1号に規定する保護を受けている世帯又は支援法第14条第2項第1号に掲げる支援給付を受けている世帯であって、平成26年4月から平成27年3月までに生活保護法第26条に規定する保護の停止若しくは廃止又は支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第26条の規定により支援給付の停止若しくは廃止に至ったもの（保護の停止若しくは廃止又は支援給付の停止若しくは廃止に至った時点の収入認定額が平成26年3月の生活保護法第8条第1項に規定する保護基準額又は支援法第14条第1項に掲げる支援給付の基準額を下回っている世帯に限る。）を含むものとする。

4 平成27年7月1日から平成28年3月31日までの間に限り、第2条第5号に規定する「生活保護等世帯」には、平成27年3月に生活保護法第11条第1項第1号に規定する保護を受けている世帯又は支援法第14条第2項第1号に掲げる支援給付を受けている世帯であって、平成27年4月から平成28年3月までに生活保護法第26条に規定する保護の停止若しくは廃止又は支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第26条の規定により支援給付の停止若しくは廃止に至ったもの（保護の停止若しくは廃止又は支援給付の停止若しくは廃止に至った時点の収入認定額が平成27年3月の生活保護法第8条第1項

に規定する保護基準額又は支援法第14条第1項に掲げる支援給付の基準額を下回っている世帯に限る。)を含むものとする。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱及び春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事及び再更新工事補助金交付要綱の規定は、平成19年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱及び春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事及び再更新工事補助金交付要綱の規定は、平成20年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

- 2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱及び春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事及び再更新工事補助金交付要綱の規定は、平成21年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱及び春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事及び再更新工事補助金交付要綱の規定は、平成22年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱及び春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事及び再更新工事補助金交付要綱の規定は、平成23年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月2日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事及び再更新工事補助金交付要綱の規定は、平成25年10月2日以後の機能回復工事又は再更新工事の助成の申込みに係るものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月23日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事及び再更新工事補助金交付要綱の規定は、平成26年5月23日以後の機能回復工事又は再更新工事の助成の申込みに係るものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事補助金交付要綱の規定は、平成27年7月1日

以後の機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事の助成の申込みに係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事補助金交付要綱の規定は、平成28年7月1日以後の機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事の助成の申込みに係るものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月3日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事補助金交付要綱の規定は、平成29年7月3日以後の機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事の助成の申込みに係るものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月28日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事補助金交付要綱の規定は、平成30年8月28日以後の機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事の助成の申込みに係るものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月7日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事補助金交付要綱の規定は、令和元年8月7日以後の機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事の助成の申込みに係るもの

について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月2日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事補助金交付要綱の規定は、令和元年10月1日以後に機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事の工事が完了したものに係る補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月14日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事補助金交付要綱の規定は、令和2年7月14日以後に機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事の工事が完了したものに係る補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月17日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事補助金交付要綱の規定は、令和6年7月17日以後に機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事の助成の申込みに係るものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事、再更新工事、再々更新工事及び再々々更新工事補助金交付要綱の規定は、令和7年7月1日以後に機能回復工事、再更新工事、再々更新工事及び再々々更新工事の助成の申込みに係るものについて適用する。